

## 区内優良建設業者褒賞要綱

(昭和60年12月27日区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、板橋区内建設業者(以下「区内業者」という。)で、技術、施工態度等が優秀で他の模範と認められるものを褒賞し、もって区内業者の育成及び技術の向上に資することを目的とする。

### (褒賞の対象)

第2条 板橋区が発注した請負工事を施工した区内業者で、次の各号のいずれかに該当するものを褒賞の対象とする。

- (1) 前年度の請負工事の板橋区工事成績評定要綱(平成17年3月30日区長決定)に基づく工事成績評定報告書に記された総評定点(以下「評定」という。)が優秀なもの。
- (2) 過去3か年の評定が著しく良好なもの。
- (3) 公共事業の進展、充実に寄与したもの。

### (被褒賞者の決定)

第3条 区長は、前条各号の要件に該当するもののうち、東京都板橋区競争入札参加資格審査委員会が工事主管課長及び契約管財課検査員の意見を聴いて選定したものから、褒賞を受けるものを決定するものとする。ただし、被褒賞者を決定した後、指名停止、注意喚起、入札参加排除及び勧告(以下「指名停止等」という。)の措置を受けた者は、当該決定を取り消すものとする。

### (褒賞の時期)

第4条 この要綱に基づく褒賞の授与は、東京都板橋区競争入札参加資格審査委員会が定める日に行うものとする。

### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は総務部長が定める。

#### 付 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、昭和61年4月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 0 年 2 月 3 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。